

令和6年度 第2回定期監査（令和6年11月28日報告） 【指摘事項】

対象部局：教育委員会、議会事務局

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内 容
1 緑ヶ丘地域公民館	<p>1 収入事務について</p> <p>(1) 調定事務</p> <p>ア 歳入の調定に適切でないものがあった。 郡山市財務規則第34条第1項の規定により、収入権者は、歳入の調定をするときは、財務会計システムに登録し、調定をしなければならないが、収入金額を誤って調定しているものがあった。</p>	措置 (完了)	<p>調定事務の誤りにつきましては、ふれあいセンター使用料の調定処理をする際に、収入金額を誤って財務会計システムへ入力し、実際にある現金と照合しなかったことが原因です。</p> <p>指摘のあった点につきましては、速やかに訂正処理を行いました。</p> <p>上記を受けて、調定事務を行う際には、実際にある現金、領収証書の金額及び財務会計システムへの入力内容を複数名で確認するよう徹底しました。</p> <p>令和7年5月16日措置通知 教育委員会</p>
2 学校管理課	<p>イ 行政財産目的外使用に係る私用光熱水料の算定に誤りがあった。 歳入の調定は、地方自治法施行令第154条の規定により当該歳入について調査し、また、行政財産目的外使用許可を受けた者は、郡山市財産管理事務要領第16条第1項の規定により、使用の形態、使用面積に応じ光熱水費等を負担しなければならないが、施設使用に係る電気料の算定に誤りがあった。</p>	措置 (完了)	<p>行政財産目的外使用に係る私用光熱水料の算定誤りにつきましては、長期継続契約として発注した委託業務の契約が令和6年5月31日で終了することを失念し、施設利用に係る電気料を「令和6年4月1日から令和6年5月31日まで」及び「令和6年6月1日から令和7年3月31日まで」に分けて算定し請求すべきところ、通年分で請求したことが原因です。</p> <p>指摘のあった点については、受託業者には通年分として納めていただいた電気料から、「令和6年4月1日から令和6年5月31日まで」の金額を差し引いた金額を還付し、「令和6年6月1日から令和7年3月31日まで」の金額について新たに算定し、納付していただきました。</p> <p>上記を受けて、行政財産目的外使用に係る光熱水費等の算定に当たっては、チェック体制を強化し、誤請求がないように適正な請求事務を徹底しています。</p> <p>令和7年5月16日措置通知 教育委員会</p>
3 富田東地域公民館	<p>(2) 徴収事務</p> <p>ア 使用料の徴収をしていないものがあった。 使用者が使用料を納付する前に使用しないこととなった場合には、郡山市立公民館条例第8条の2の規定により、使用料を徴収することとなるが、徴収していないものがあった。</p>	措置 (完了)	<p>徴収事務の誤りにつきましては、不返還基準日より後の使用施設変更に伴って発生した使用料全額徴収分について、職員の認識不足により、変更後の使用施設分しか徴収しなかったことが原因です。</p> <p>指摘のあった点につきましては、使用者から使用変更許可申請書の提出を受け、使用料を納入していただきました。</p> <p>上記を受けて、条例等を再確認するとともに、予約状況等を複数名で確認するよう徹底しました。</p> <p>令和7年5月16日措置通知 教育委員会</p>
4 富久山公民館	<p>イ 使用料の算定を誤って徴収しているものがあった。 公民館の施設及び設備を使用しようとする者は、郡山市立公民館条例第8条の規定により、使用料を使用前までに納付しなければならないが、施設使用料及び冷暖房設備使用料の算定を誤って徴収しているものがあった。</p>	措置 (完了)	<p>徴収事務の誤りにつきましては、郡山市立公民館条例の規定により、使用料は貸室を区別することなく徴収すべきところを、誤認識により貸室を区別して使用料を算定していたことが原因です。</p> <p>指摘のあった点については、使用者に対し、過大納付分の使用料を返還しました。</p> <p>上記を受けて、使用料の算定に当たっては、条例を再確認するとともに複数名で確認するよう徹底しました。</p> <p>令和7年5月16日措置通知 教育委員会</p>

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内 容
5 名倉地域公民館 田村公民館 富久山総合学習センター別館 中央図書館	<p>(3) 現金取扱事務</p> <p>ア 収納した現金の保管に適切でないものがあった。 使用料、手数料又は実費徴収金として収納した現金については、郡山市財務規則第48条第5項の規定により、10,000円を限度額として、収納した日の属する月の末日まで保管することができるが、当該現金の保管に適切でないものがあった。 (ア) 保管期限を超えて現金を保管しているもの</p>	措置 (完了)	<p>(名倉地域公民館、田村公民館) 保管期限を超えた現金取扱事務につきましては、公民館事業などが重なり職員の外出が困難となり、金融機関への納入が遅れたことが原因です。 上記を受けて、保管期限内に金融機関へ納入できるよう、公民館事業などと調整を図りながら再発防止に努めております。</p> <p>(富久山総合学習センター別館) 保管期限を超えた現金取扱事務につきましては、富久山総合学習センター別館の使用料等を、富久山総合学習センターの使用料等を金融機関へ納入する際に一緒に納入していたため、個別に適切なタイミングで納入しなかったことが原因です。 上記を受けて、保管期限内に金融機関へ納入できるよう、公民館事業などや富久山総合学習センターと調整を図りながら再発防止に努めております。</p> <p>(中央図書館) 保管期限を超えた現金取扱事務につきましては、5月末日が休館日だったため収納事務を失念していたことが原因です。 上記を受けて、担当者のスケジュールシステムに収納日を記載し、パソコン画面上で確認できるようにし、再発防止に努めております。</p> <p>令和7年5月16日措置通知 教育委員会</p>
6 薫地域公民館	(イ) 保管限度額を超えて現金を保管しているもの	措置 (完了)	<p>保管限度額を超えた現金取扱事務につきましては、公民館事業などが重なり外出が困難となり、納入が遅れたことが原因です。 上記を受けて、保管限度額を超える前に金融機関へ納入できるよう、公民館事業などと調整を図りながら再発防止に努めております。</p> <p>令和7年5月16日措置通知 教育委員会</p>
7 富久山公民館	(ウ) 保管限度額及び期限を超えて現金を保管しているもの	措置 (完了)	<p>保管限度額及び期限を超えた現金取扱事務につきましては、公民館事業などが重なり外出が困難となり、金融機関への納入が遅れたことが原因です。 上記を受けて、保管限度額及び保管期限を超える前に金融機関へ納入できるよう、公民館事業などと調整を図りながら再発防止に努めております。</p> <p>令和7年5月16日措置通知 教育委員会</p>
8 三穂田中学校	(I) 保管期限を超えて現金を保管しているもの。併せて、現金等出納簿に払込日を記載していないもの（郡山市財務規則第48条第6項及び第142条）	措置 (完了)	<p>保管期限を超えた現金取扱事務につきましては、担当者が月の末日までの払込みを失念したことが原因です。また、現金等出納簿に払込日を記載していないものにつきましては、担当者の認識不足が原因です。 指摘のあった点につきましては、速やかに現金等出納簿に払込日の記載を行いました。 上記を受けて、毎月末にチェックリストを事務職員が作成後、管理職に回付し確認を受けるよう徹底しています。</p> <p>令和7年5月16日措置通知 教育委員会</p>

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内 容
9 喜久田公民館	<p>イ 収納金等出納簿に収納金の受払いを記載していないものがあった。 現金を収納し保管する際は、郡山市財務規則第48条第6項及び第142条の規定により、現金等出納簿等を整理しなければならないが、収納金等出納簿に収納金の受払いを記載していないものがあった。</p>	措置（完了）	<p>収納金出納簿に収納金の受払いの記載漏れにつきましては、現金を収納した際に担当者が行うべき事務を失念していたことが原因です。 指摘のあった点につきましては、速やかに収納金等出納簿を修正いたしました。 上記を受けて、収納金等出納簿の記載漏れ等がないよう、確認作業を複数名で行うよう徹底しました。</p> <p>令和7年5月16日措置通知 教育委員会</p>
10 湖南小中学校	<p>ウ 収納金の払込みをした際に、他の出納員等の照合を受けていないものがあった。 収納した現金の払込みをしたときは、郡山市財務規則第48条第6項及び第142条の規定により、他の出納員等の照合を受け、確認の認印を受けなければならないが、払込・保管確認者印欄がない現金等出納簿を使用し、他の出納員等の照合を受けていないものがあった。 また、使用料、手数料又は実費徴収金として収納した現金については、第48条第5項の規定により、収納した日の属する月の末日まで保管することができるが、保管期限を超えて保管しているものがあった。</p>	措置（完了）	<p>払込・保管確認者印欄がない現金等出納簿を使用し、他の出納員等の照合を受けていないものにつきましては、郡山市財務規則に定める様式であるかの確認を怠り、以前から使用していた様式をコピーして使用していたことが原因です。 指摘のあった点につきましては、速やかに同規則に定める様式（第36号様式）に変更し、他の出納員の照合を受けております。 上記を受けて、使用している様式が同規則に則った様式であるか見直しを行い、再発防止に努めるよう徹底しました。 また、保管期限を超えて現金を保管しているものにつきましては、担当者が払込みを失念したことが原因です。 上記を受けて、現金及び現金等出納簿を適宜、管理職を含めた複数名で確認を行い、月末の調定書を作成した日に納入を行うよう徹底しました。</p> <p>令和7年5月16日措置通知 教育委員会</p>
11 湖南小中学校	<p>2 支出事務について (1) 支出一般 当該支出に関係がない請求書を添付し、支出命令をしているものがあった。 支出における請求書は、支出の根拠となる重要な証拠書類であり、郡山市財務規則第55条第1項の規定により、支出権者は支出命令の際に照合すべきものであるが、財務会計システムにおいて、当該支出に関係がない請求書を添付し、支出命令をしているものがあった。</p>	措置（完了）	<p>支出事務の誤りにつきましては、2件の支出命令にそれぞれ別の請求書を添付する予定でしたが、確認不足により、どちらにも同じ請求書を添付してしまったことが原因です。 上記を受けて、電子添付するデータの名前を「業者名＋請求内容＋請求金額」として、添付の誤りを防止し、支出内容及び請求書内容について管理職を含めた複数名により確認を行うよう徹底しました。</p> <p>令和7年5月16日措置通知 教育委員会</p>
12 富田西地域公民館	<p>(2) 旅費支出事務 職員の旅費支出に誤っているものがあった。 郡山市職員等の旅費取扱規則第8条第1項第3号ウの規定により旅費を計算する場合において、参照すべき路程を使用せずに計算したため、職員の旅費支出に誤っているものがあった。</p>	措置（完了）	<p>旅費支出事務の誤りにつきましては、人事課で示す「私有車公務使用に係る走行距離表」に本件用務先までの距離が掲載されていることを認識していなかったことが原因です。 指摘のあった点につきましては、「私有車公務使用に係る走行距離表」により旅費を算出し、過大支給分旅費の戻入処理を行いました。 上記を受けて、「私有車公務使用に係る走行距離表」による適正な旅費の算出方法の確認を徹底しました。</p> <p>令和7年5月16日措置通知 教育委員会</p>

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内 容
13 緑ヶ丘地域公民館	<p>3 その他の事務について</p> <p>(1) 使用許可事務</p> <p>ア 規則に定める様式によらない使用変更許可申請書を受理し、変更を許可しているものがあった。</p> <p>施設の使用許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則の規定により、使用変更許可申請書を提出しなければならないが、当該使用許可を受けた者から規則に定める様式によらない使用変更許可申請書を受理し、変更を許可しているものがあった。</p> <p>(ア) 郡山市ふれあいセンター条例施行規則の様式ではなく郡山市立公民館条例施行規則の様式を使用したもの</p>	措置 (完了)	<p>使用許可事務につきましては、職員の認識不足により、ふれあいセンターの使用変更の際に、郡山市立公民館使用変更申請書及び許可書を以前から使用していたことが原因です。</p> <p>指摘のあった点につきましては、使用日を変更した使用者に対し、郡山市ふれあいセンター使用変更許可申請書の再提出を依頼し、郡山市ふれあいセンター使用変更許可書を交付いたしました。</p> <p>上記を受けて、郡山市ふれあいセンター使用変更許可申請書を設置し、適切な申請書及び許可書による事務処理を徹底しました。</p> <p>令和7年5月16日措置通知 教育委員会</p>
14 喜久田公民館	(イ) 郡山市立公民館条例施行規則の様式ではなく郡山市ふれあいセンター条例施行規則の様式を使用したもの	措置 (完了)	<p>使用許可事務の誤りににつきましては、郡山市立公民館使用変更許可申請書の提出を受けるべきものを、誤って郡山市ふれあいセンター使用変更申請書を利用者に手渡し、提出を受ける際に確認を怠ったことが原因です。</p> <p>指摘のあった点につきましては、使用者から郡山市立公民館使用変更許可申請書を提出していただきました。</p> <p>上記を受けて、適切な申請書の交付及び受理を複数名で確認するよう徹底しました。</p> <p>令和7年5月16日措置通知 教育委員会</p>
15 喜久田公民館	<p>イ 使用変更許可申請書を受理せずに、使用日の変更を許可しているものがあった。</p> <p>公民館の使用許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、郡山市立公民館条例施行規則第4条の規定により、郡山市立公民館使用変更許可申請書を提出し、変更の許可を受けなければならないが、当該使用許可を受けた者から変更の申請書を受理せずに、使用日の変更を許可しているものがあった。</p>	措置 (完了)	<p>使用許可事務の誤りににつきましては、使用変更の電話連絡を受けた際に、使用者へ使用変更許可申請書の提出を依頼しましたが、その後の提出確認を失念して申請書を受理していなかったためです。</p> <p>指摘のあった点につきましては、使用者から郡山市立公民館使用変更許可申請書を提出していただきました。</p> <p>上記を受けて、書類の提出依頼を失念しないよう、備忘録(提出有無をチェックする受付表)や予約状況、申請状況等を複数名で確認するよう徹底しました。</p> <p>令和7年5月16日措置通知 教育委員会</p>
16 喜久田公民館 日和田公民館 田村公民館	<p>ウ 施設の使用取りやめに必要な承認手続きを行っていないものがあった。</p> <p>体育施設の利用者が使用の取りやめを申し出ようとするときは、郡山市体育施設条例施行規則第5条第1項の規定により、郡山市体育施設使用取りやめ願書を提出しなければならないが、当該利用者から使用取りやめ願書を受理していなかったため、同条第2項の規定による郡山市体育施設使用取りやめ承認書を申請人に交付していないものがあった。</p>	措置 (完了)	<p>(喜久田公民館、日和田公民館、田村公民館)</p> <p>使用許可事務の誤りににつきましては、利用者から使用取りやめの申し出があった際に、認識不足により郡山市体育施設使用取りやめ願書の提出を受けなかったため、使用取りやめ承認書を交付しなかったことが原因です。</p> <p>上記を受けて、郡山市体育施設使用取りやめ願書を公民館に設置し、条例及び規則による適切な運用を徹底しました。</p> <p>令和7年5月16日措置通知 教育委員会</p>
17 日和田公民館	<p>エ 施設の使用許可をする際に、使用料及び免除額の算定を誤っているものがあった。</p> <p>公民館の施設及び設備を使用しようとする者は、郡山市立公民館条例第4条の規定により、教育委員会の許可を受けなければならないが、施設の使用許可をする際に、使用料及び免除額の算定を誤っているものがあった。また、使用許可の事務処理日を誤って記載しているものがあった。</p>	措置 (完了)	<p>使用許可事務につきましては、使用料を記載する際に条例の確認を怠り、誤った使用料を記載したことが原因です。また、使用許可日の事務処理日の誤りについては、実際に事務処理をした日付と異なる日付を誤って記載したことが原因です。</p> <p>指摘があった点につきましては、申請書の日付と使用料を修正いたしました。</p> <p>上記を受けて、事務処理を行う際には、使用料や日付に誤りがないよう記載事項を複数名で確認するよう徹底しました。</p> <p>令和7年5月16日措置通知 教育委員会</p>

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内 容
18 富田東地域公民館 日和田公民館	<p>オ 使用料免除団体から使用料を徴収しているものがあった。</p> <p>公民館の利用者が納付すべき使用料は、郡山市立公民館条例第9条の規定により、その全部又は一部を免除することができるが、使用料免除団体から使用料を徴収しているものがあった。</p>	措置 (完了)	<p>(富田東地域公民館、日和田公民館)</p> <p>使用許可事務の誤りにつきましては、本件に関わる団体の使用日に、免除団体であることが予約システムに入力されておらず、公民館窓口では確認ができなかったことが原因です。</p> <p>指摘のあった点につきましては、当該団体に対し、使用料を返還いたしました。</p> <p>上記を受けて、免除団体であることの予約システムへの入力作業については、生涯学習課で実施していることから、生涯学習課との連携を密にするとともに、新たな免除団体についてはガールズスペース（公民館情報共有用）に掲載することで周知を徹底しました。</p> <p>令和7年5月16日措置通知 教育委員会</p>
19 富田西小学校	<p>カ 屋外運動場夜間照明設備使用許可に係る事務に適切でないものがあった。</p> <p>屋外運動場夜間照明設備使用許可事務については、郡山市立学校施設使用に関する条例第7条及び郡山市立学校管理規則第33条の5の規定により適切に行わなければならないが、当該許可事務に適切でないものがあった。</p> <p>(ア) 現金を収納した日と異なる日付で領収書及び使用許可書を交付しているもの</p>	措置 (完了)	<p>使用許可事務の誤りにつきましては、当該許可事務を処理できる者が1名しかおらず、担当者の不在時に使用料を収納したため、収納日より後の日付で領収書及び使用許可書を作成したことが原因です。</p> <p>上記を受けて、夜間照明使用団体に対し、使用申請をする際には事前に来校の電話連絡を新たに依頼し、使用料の収納と同時に領収書と使用許可書を交付できるよう事務処理体制の見直しを行いました。</p> <p>令和7年5月16日措置通知 教育委員会</p>
20 柴宮小学校	<p>(イ) 年度当初に年間での使用に係る使用許可申請書を受領し、使用許可書を交付する際、夜間照明設備使用料を徴収していないもの</p>	措置 (完了)	<p>使用許可事務の誤りにつきましては、担当者が前任者から引継ぎを受けた際に、条例及び規則に照らして適正かどうか確認をせず、誤った事務処理を行っていたことが原因です。</p> <p>上記を受けて、条例及び規則の再確認を行い、再発防止に努めております。</p> <p>令和7年5月16日措置通知 教育委員会</p>
21 西田学園	<p>(ウ) 使用許可書を交付する際に使用料を徴収していないもの及び使用許可申請書の一部に記載漏れがあったもの</p>	措置 (完了)	<p>使用許可事務の誤りについては、使用許可及び使用料徴収事務についての認識が不足していたこと、使用許可申請書の一部について記載を失念したことが原因です。</p> <p>上記を受けて、使用許可申請書の記入例を作成するとともに、複数名によるチェック体制づくりを行い、再発防止に努めております。</p> <p>令和7年5月16日措置通知 教育委員会</p>

令和6年度 第2回定期監査（令和6年11月28日報告） 【意見】

対象部局：教育委員会、議会事務局

該当所属	監査の結果（意見）	措置・対応状況の別	内 容
1 全部局	<p>1 収納した現金の取扱について</p> <p>収納した現金の取扱については、郡山市財務規則第 48 条の規定により、速やかな指定金融機関等への払込みを原則としているが、使用料、手数料又は実費徴収金として収納した現金については 10,000 円を保管限度額として、収納した日の属する月の末日まで保管が認められている。</p> <p>取扱う現金は施設の種類や規模により金額の大きさに差があり、指定金融機関等へ払込みを行うタイミングや頻度もそれぞれ異なっているが、一部の施設においては、保管期限及び保管限度額を認識しているながらも、その日の人員配置や業務等の都合により、期限内の払込みができなかった事例が今回の定期監査において確認されている。</p> <p>現金取扱上の事故を防止するため、保管期限及び保管限度額を設定することは必要な措置と考えられるが、規則に沿った対応が現実的には困難な場合もあることから、人員の配置状況等、施設の運営体制の現状を踏まえた人的側面への対応を検討するとともに、リスク管理の視点から保管期限及び保管限度額のあり方について総合的に検討されたい。</p>	<p>対応状況 (未完了)</p>	<p>(会計課)</p> <p>一般の事案は、一部の施設において、保管期限及び保管限度額を認識しているながらも、その日の人員配置や業務等の都合により、期限内の払込みができなかった事例が指摘されていることから、現金取扱事務の実態を把握した上で、リスク管理の視点も踏まえ保管期限及び保管限度額のあり方について総合的に検討してまいります。</p> <p>令和7年8月29日対応状況報告 市長</p>
2 教育委員会	<p>2 学校屋外運動場夜間照明設備使用許可事務について</p> <p>学校屋外運動場夜間照明設備使用許可事務については、これまでも定期監査において度々指摘し、関係法令等に沿った適正な事務処理を行うよう改善を求めてきたところであるが、今回の定期監査においても、一部学校の屋外運動場夜間照明設備使用許可事務が条例及び規則に基づき行われていない旨を指摘している。</p> <p>事務処理に誤りが生じた原因を個別の事案に応じて調査分析し、改善策を検討することは当面の措置として重要であるが、日々学校運営とその事務に追われている学校現場の実情を考慮した対策の検討も必要と考えられる。</p> <p>業務のDX化やキャッシュレス化の視点も取り入れながら、使用料の徴収を含め、申請から使用許可までの一連の事務手続きの更なる簡素化と効率化に向けて取組むとともに、学校屋外運動場夜間照明設備使用許可事務の抜本的な見直しを検討されたい。</p>	<p>措置 (完了)</p>	<p>学校屋外運動場夜間照明設備使用許可事務のうち、使用料の納入については、財務会計システムでの調定処理を行える職員が限られているため、担当者が不在の際に利用者が使用許可申請に訪れた場合、使用許可書のみ交付し、使用料の調定処理を後日行う等、郡山市学校管理規則に沿わない事務処理をしているものがありました。</p> <p>当該事務改善の観点から、令和7年4月1日付けで同規則第33条の5を改正し、使用料の納入について「使用許可書の交付を受けたときから当該使用許可の使用日まで」とし、学校現場の事務負担の軽減および事務効率化を図っております。加えて、一連の事務手続きの更なる簡素化や効率化のため、使用許可申請手続きのオンライン化を令和7年度中に実施予定です。</p> <p>令和7年5月16日措置通知 教育委員会</p>